

令和 7 年度江府町職員採用試験案内

令和 8 年 4 月 1 日採用予定の江府町職員採用試験を次のとおり行います。

1 募集職種・採用予定者数・受験資格

募集職種	採用予定者数	受 験 資 格
一般事務	若干名	・住所要件なし ・昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、新たな試みに積極的にチャレンジし、地域や役場に変革をもたらすきっかけとなる「旺盛なチャレンジ精神」をお持ちの方
土木技師	若干名	・住所要件なし ・昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、以下のいずれかの要件を満たす者 ①土木施工管理技士 2 級以上を有しているもの ②土木施工管理業務の実務経験が 5 年以上あることを証明できるもの ③国土交通省令で定められている「2 級土木施工管理技術検定指定学科」を卒業した者あるいは令和 8 年 3 月 3 1 日までに卒業見込みの者
管理栄養士	若干名	・住所要件なし ・昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有するか、令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの者
調理師	若干名	・住所要件なし ・昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、調理師免許を有するか、令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込みの者

※ 別に示した注意事項①に該当する人は、受験資格がありません。

※ 日本国籍を有しない人は、別に示した注意事項②のとおりとなります。

2 採用予定時期

令和 8 年 4 月 1 日

3 申込方法・受付期間

申込方法	インターネット電子申請による申込 「下記 URL 又は QR コードから入力フォームへ」 https://apply.e-tumo.jp/town-kofu-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18464	
受付期間	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）午前 9 時～令和 7 年 1 1 月 2 4 日（月）午後 3 時 ※インターネット申込のみ	

※ 別に示した試験日・試験内容を確認してください。

4 勤務条件等（予定）

- (1) 初任給 213,600円（大学新卒）、201,000円（短大新卒）
188,000円（高校新卒）

※一定の職歴等がある人はその経歴に応じて所定の金額が加算されます。

※初任給も含め給与は、人事院勧告を参考に改定されます。

- (2) 給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当を、条件に応じて給与条例により支給します。
- (3) 有給休暇、特別休暇など各種休暇について、条例に応じて付与します。

5 問合せ先

江府町役場 総務課 担当 影山
電話 0859-75-2211

6. 試験日・試験内容

(1) 日時及び場所

令和7年12月7日（日）に江府町役場で行いますが、正式な時刻及び試験会場は受験票に記載いたします。

※ 申込者に受験票を郵送しますが、12月3日（水）までに到着しないときは、江府町役場総務課（電話：0859-75-2211）に照会してください。

(2) 試験種目

(ア) 【一般事務】

教 養 試 験 時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（「自然に関する一般知識」の出題はありません。）、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題等について択一式による筆記試験

【土木技師】

専 門 試 験 数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工等について択一式による高等学校卒業程度の筆記試験

【職種共通】

- (イ) 事 務 適 性 検 査 事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる
- (ウ) 性 格 特 性 検 査 公務員に求められる六つの基礎的な性格特性をみる
- (エ) 作 文 試 験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験
- (オ) 口 述 試 験 主として人物について個別面接による試験

※配点は口述試験を重視し、試験間の配点は、{ (ア) + (イ) + (エ) } : (オ) ≒ 2 : 8 となります。（管理栄養士は（ア）を実施しない。）

7. 合格者の発表

令和7年12月下旬に文書で合格者に通知するほか、合格者の受験番号を江府町の役場掲示板に掲示するとともに、公式ウェブサイトに掲載します。

8. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は原則として一年間です。

※注意事項①

下記に該当する人は、受験資格がありません

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※注意事項②

日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。